

○ 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年總理府・大藏省令第四十号）

改 正 案	現 行
<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第五条第一項において読み替えられた長期信用銀行法（以下「法」という。）第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）</p> <p>）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める長期信用銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第五条第一項において読み替えられた長期信用銀行法（以下「法」という。）第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める長期信用銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p>
257 （略）	257 （略）

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号）

改 正 案	現 行
（届出事項） 第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三 （略）	（届出事項） 第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第八十七条第六号に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～三 （略）
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。 （略）	（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十三条において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。 （略）

2
～
7

（略）

2
～
7

（略）

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年
總理府・大藏省令第四十二号）

改 正 案	現 行
<p>（財務大臣への通知）</p> <p>第三条 法第六条の七に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは 、次条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。</p>	<p>（財務大臣への通知）</p> <p>第三条 法第六条の四に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは 、次条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。</p>
<p>（届出事項）</p> <p>第四条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める 場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（三）（略）</p>	<p>（届出事項）</p> <p>第四条 法第七条の二に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は 、次に掲げる場合とする。</p> <p>一（三）（略）</p>